

岩手県医療局管理規程第12号

医療局企業職員就業規則及び医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年7月24日

岩手県医療局長 吉 田 陽 悦

医療局企業職員就業規則及び医療局会計年度任用職員等就業規則の一部を改正する規程

(医療局企業職員就業規則の一部改正)

第1条 医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間 (5)～(26) 〔略〕	(特別休暇) 第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 必要と認める期間 (5)～(26) 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(医療局会計年度任用職員等就業規則の一部改正)

第2条 医療局会計年度任用職員等就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(特別休暇) 第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）及び第25号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人等</u> として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 (5)～(21) 〔略〕 2～4 〔略〕	(特別休暇) 第7条 会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、企業職員就業規則第34条第1号から第22号まで（第12号及び第20号を除く。）及び第25号に規定する特別休暇に準じて有給休暇を与える。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 裁判員、証人、鑑定人、 <u>参考人、被害者参加人等</u> として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合 (5)～(21) 〔略〕 2～4 〔略〕
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、令和8年7月24日から施行する。